

[A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
家康	1590年 関東250万石に移封(北条氏の滅亡後に関東に移封) →江戸城(戦国初期に太田道灌が築城)を拠点とする 1600年 関ヶ原の戦い(美濃国)(天下分け目の戦いと呼ばれる)← [東軍(約10万4000人)] 徳川家康(五大老の筆頭)・福島正則(秀吉子飼いの武断派) 加藤清正(秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋(西軍から寝返り) 1603年 後陽成天皇が徳川家康を征夷大将軍に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に国絵図と郷帳の作成を命ずる ★国絵図(場所を把握する地図)・郷帳(石高を把握する検地帳) 秀吉の御前帳と同じ(P36へ)	VS	1598年 豊臣秀吉の死去(子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立(武断派は徳川家康への接近をはかる) →文治派(石田三成)VS武断派(福島正則・加藤清正) [西軍(約8万6000人)] 石田三成(五奉行の一人)・毛利輝元(五大老の一人) 盟主 小西行長(小西隆佐の子)・宇喜多秀家(五大老の一人) 処刑 ↓(関ヶ原の戦い後) 豊臣秀頼は一大名に転落(摂津・河内・和泉の65万石) 郷帳は慶長・正保・元禄・天保年間の4回作成
	1605年 将軍職を徳川秀忠[2代将軍]に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は駿府で大御所(隠退した前将軍のこと)として実権を握る 1614年 大坂冬の陣(方広寺鐘銘事件が契機)← 講和が成立するが、徳川方が条件を無視して内堀の埋立てを強行 1615年 大坂夏の陣(豊臣秀頼・淀君(秀頼の母)自殺→豊臣家滅亡) →以後、「元和(偃武)(戦のない平和の時代のこと)の到来		1614年 方広寺鐘銘事件(方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「国家安康」「君臣豊楽」を家康が問題視 「黒衣の宰相」★金地院(以心)崇伝(臨済宗の僧・家康の顧問)・ 南光坊天海(天台宗の僧・家康の顧問)が関わる
	大名統制		朝廷統制
秀忠	1615年 一国一城令(大坂夏の陣の直後に発布される) 大名の軍勢力削減のため、大名の居城以外は取り壊し(1領国1城) 1615年 武家諸法度(元和令=13条) 起草者=金地院崇伝→ 制定=徳川家康の命令で諸大名が伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布 趣旨=大名に対する基本法典(旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容=①文武弓馬の道(文武)の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止 ③私婚の禁止(大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の徒党を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法(参勤交代の制度化ではなく作法について) [大名の処分(武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ①改易(領地没収)・②減封(領地削減)・③転封(国替え) ex. 福島正則(安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) 松平忠輝(越後高田藩主)・松平忠直(越前福井藩主) 本多正純(宇都宮藩主)・加藤忠広(肥後熊本城主) 加藤清正の子 (武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)	→	1611年 徳川家康が後水尾天皇(後陽成皇子)を擁立 1615年 禁中並公家諸法度(17条)(起草者=金地院崇伝) 趣旨=天皇・公家に対する統制法(朝廷統制の基本法令) 目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容=①天皇の学問第一・②公家の肅次・③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定 ⑥紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)勅許の条件 [朝廷の統制] ①京都所司代(朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ②武家伝奏(朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③禁裏御料(天皇領)=1万石(家康)→3万石(綱吉) ④公家領(100家以上)=7万石
	1635年 武家諸法度(寛永令=19条) 起草者=林羅山 参勤自体は ①参勤交代の制度化(毎年4月交代で参勤することを義務付ける) 以前からあった内容=(1)国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2)石高に応じた人数を率いて参勤(人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響=(1)参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2)交通(街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3)江戸文化の地方伝播(大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府(常に江戸) 対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回 ②五百石積以上の大船建造禁止(幕末に緩和される→P54へ) ③私設の関所・津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を禁止		1620年 徳川和子(徳川秀忠の娘)が後水尾天皇に入内 1627年~紫衣事件(後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) ↓ →沢庵宗彭(大徳寺の僧)を出羽国に配流 1629年 後水尾天皇が明正天皇(後水尾皇女)に譲位 ★修学院離宮(後水尾上皇が造営した数寄屋造の山荘) →ただし、最後の女帝は後桜町天皇 1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で紫衣(天皇が高僧に与える紫色の衣)着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の沢庵宗彭を出羽国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した後水尾天皇は突然譲位を発表し、明正天皇(後水尾天皇と徳川和子の皇女)が即位した。
家光			

[B] 幕藩体制 (幕府と藩による民衆支配体制)

幕 藩 体 制

大名 (一万石以上の将軍直属の武家/260~270家)

親藩 (徳川氏一門の大名→要地に配置) 約 20 家

ex. (御) 三家 = 尾張 (徳川義直)・紀伊 (徳川頼宣)・水戸 (徳川頼房)
(御) 三卿 = 田安 (田安宗武)・一橋 (橋本宗尹)・清水 (清水重好)

両家からそれぞれ将軍家が2名ずつ出ている

譜代 (三河以来の徳川氏家臣で大名に取り立てられた者→要地に配置) 約 150 家

外様 (関ヶ原の戦い以後、徳川氏に臣従した大名→遠方に配置) 約 100 家

[諸大名の負担]

- ①戦時=軍役 (石高に応じて、一定数の武器・人数を用意する) 軍役として課す
②平時=普請役 (城郭・河川工事などの土木事業に動員するお手伝い(普請)など)
普請役は他にも農民に課した国役普請・村が自力で行う自普請がある

直参 (一万石未満の将軍直属の家臣/約 22000 人)

旗本 = 御目見得以上 (将軍に謁見できる) 約 5000 人(知行取)

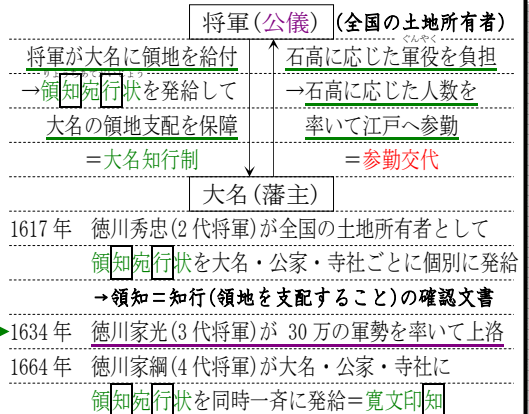
御家人 = 御目見得以下 (将軍に謁見できない) 約 17000 人(蔵米取)

★御家人のほとんどは知行地を持たず、将軍から俸禄(蔵米)を支給される

[江戸幕府の経済基盤]

- ①幕領(天領) = 約 400 万石 (総石高の約 7 分の 1) ★総石高 = 約 3000 万石
②旗本知行地 = 約 300 万石 (天領・旗本領の合計 = 総石高の約 4 分の 1)
③直轄鉾山 = 佐渡相川(金山)・石見大森・但馬生野(銀山)
★大久保長安 (徳川家康の側近として佐渡金山・石見銀山などの鉾山開発にあたる)
④直轄都市 = 江戸 (将軍のお膝元 = 人口 15 万人→100 万人) 武家方 = 50 万人
(三都) 大坂 (天下の台所 = 人口 30 万人→40 万人) 町人方 = 50 万人
京都 (千年の古都 = 人口 40 万人→35 万人)

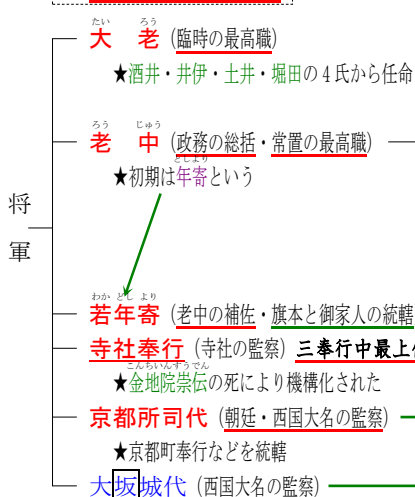
図解NOTE① [大名知行制]



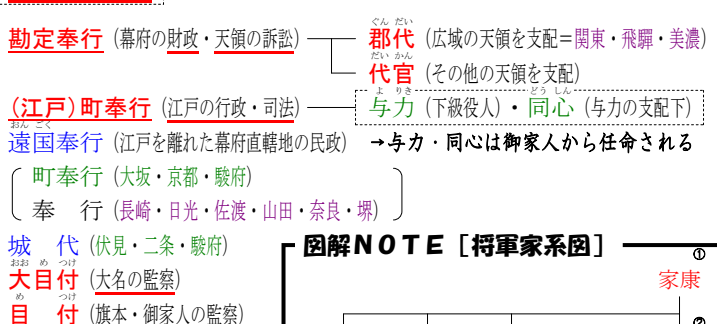
図解NOTE② [藩政]

- ①地方知行制 (知行地をもつ知行取) = 自分の土地あり
大名が家臣に領地(知行地)を与え、その領地支配を認める
★一国一城令(1615)により、大名の居城以外は取り壊し
→支城を破壊したことで家臣の城下町への集住が促進され、大名と対抗しうる有力家臣の弱体化させる効果をもった
大名が一国内を直轄地(蔵入地)として丸ごと支配
→徴収した年貢を家臣に給料(蔵米)として支給
- ②俸禄制 (知行地をもたない蔵米取) = 自分の土地なし
知行地を持たない家臣に俸禄(俸禄米・禄米・蔵米・切米)を支給
★家臣は家老(藩政を統轄)・郡奉行(藩の農政を統轄)・代官・手代・郷目付(郡奉行の配下)などの役職に就く

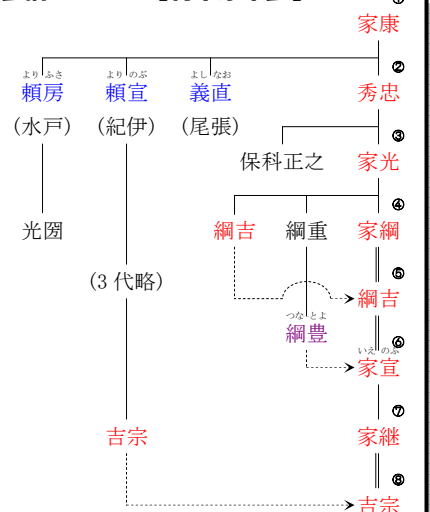
→譜代大名より任命



→旗本より任命



図解NOTE [将軍家系図]



[職制の特色 (職制は徳川家光の頃に整う)]

- ①合議制 (要職には複数名を任命し合議)
②月番制 (複数の担当者が1ヵ月交代で勤務)
③評定所 (幕府の最高司法機関)
老中・三奉行(寺社・勘定・(江戸)町奉行)などで構成され、重大事件や管轄のまたがる事項を合議

大名	石高	配置	要職
親藩	多	要地	×
譜代	少	要地	○
外様	多	遠方	×

★幕末になると、親藩・御三家の幕政参加もみられるようになる

農 民 統 制	宗 教 統 制
1641年～寛永の飢饉(干ばつ・冷害・大風雨などによる全国的凶作) →1643年 田畑勝手作の禁令(→明治時代の1871年に廃止) 本田畑での商品作物(たばこ・木綿・菜種など)の栽培を禁止 →実際は商品作物は栽培された(有名無実) →1643年 田畑永代売買の禁令(→明治時代の1872年に廃止) 豪農への土地集中と本百姓の没落防止のために田畑の売買を禁止 →実際は質流れの形で土地の売買は行われた(有名無実) 1649年 慶安の触書(農民の日常生活のあり方など32か条の心得) 法令遵守・耕作奨励・衣食住の制限など生活細部まで厳しく規制 ★現在は1649年の発布や存在自体が疑問視されている 図解NOTE [貨幣経済の浸透(江戸中期)] ①農業生産力の向上(耕地面積の拡大・農業技術の発達が背景) →商品作物を栽培(市場などで商品作物を売買して貨幣を獲得) ②農村への貨幣経済(商品経済)の浸透 →本百姓体制の動揺(本百姓が豪農・貧農に階層分化) ③貧農は田畑を質入して豪農から借金 →質入した田畑(質地)をとられる=質流れ ④貧農が本百姓から小作人に転落 or 都市に流入 →幕府は本百姓から年貢を徴収するため幕府の収入減少	— [禁教政策(島原の乱を契機にキリスト教弾圧を強化)] — ①絵踏(キリストやマリアが描かれた踏絵を踏ませる) ②宗門改(幕府の宗門改役が行った禁教目的の信仰調査) →宗門改帳(宗旨人別帳)を作成(戸籍の役割となる) 家族ごとに名・年齢・宗旨(所属宗派)・檀那寺などを記載 ③寺請制度(一般民衆を寺院の檀家になることを強制させる制度) ★キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないことが目的 日蓮宗を信じない者からは施しを受けない&しない →寺請証文(宗旨手形)を檀那寺が発行 檀那寺が自分の檀家であることを証明するため発行する文書 (1601年～寺院法度(諸宗諸本山法度)) 真言宗・天台宗など各宗派の大寺院ごとに出版された 寺院・僧侶を統制するための法令の総称(1601～1616) →本山(中心寺院)・末寺(一般寺院)の関係を制度化 — [寺社(寺院・神社)の統制] — ①寺社奉行(寺社を監察する→金地院崇伝の死後に制度化) ②寺社伝奏(寺社からの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ) ③寺社領(寺社領は税免除) = 40万石 ④本末制度(寺院法度によって一宗派一本山と定められる) 宗派ごとの本山・末寺の関係による寺院の寺格制度 ⑤隠元隆琦(明の僧)が黄檗宗を伝える(1654) 万福寺(宇治の黄檗宗本山)・崇福寺(長崎の黄檗宗寺院)
1673年 分地制限令(分割相続による土地の細分化を防止するため) 名主は20石・一般百姓は10石以上の石高を所持していれば 分地(土地の分割)を認めるが、それ以下の農民の分地は禁止 (1713年 分地制限令改正)(徳川家継[7代将軍]時に改正) 分地高・残高ともに石高10石・地面1町以上の所持を必要とする →石高20石・地面2町以上を所持していなければ分地できない ★分地高(分け与える土地)・残高(分け与えた後に残る土地)	1665年 諸宗寺院法度(各宗派共通の寺院を統制するための法令) 宗派関係なしの一括で出される 1665年 諸社禰宜神主法度(神社・神職を統制するための法令) 吉田家(吉田神道)が神道の本所として統制(白川家は衰退)

[NOTE]

<宗教(仏教・神道・キリスト教)>

①仏教(外国伝来の世界宗教)………仏(釈迦如来・大日如来・阿弥陀如来など)を信仰し、祀るため寺院を建立

②神道(日本古来の民族宗教)………日本固有の神々(天照大神・大国主神など)を信仰し、祀るため神社を建立

③キリスト教・日蓮宗不受不施派…幕府権力よりも宗教を優越するため弾圧

→(1)キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れがある、(2)信徒が信仰のために団結する恐れがある

<本末制度>

①寺院法度(1601～16)…真言宗など宗派ごとに個別に発布

→本山・末寺の関係を制度化

②諸宗寺院法度(1665)…宗派関係なしに全宗派一括で発布

<宗門改・寺請制度>

①島原の乱(1637～38)を契機に、キリスト教徒の摘発のため、

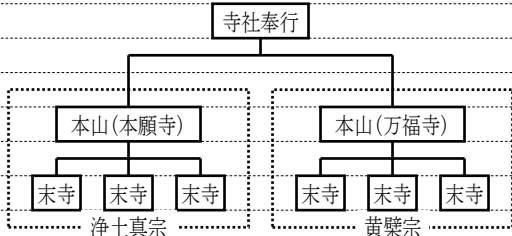
住民の宗旨(信仰する宗派)を宗門改役が定期的に調査=宗門改
→家族ごとに名前・年齢・性別・住所・宗旨(信仰する宗派)
などを宗門改帳(宗旨人別帳)に記録して把握

②キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないため、

民衆をいずれかの寺院に所属させることを強制=寺請制度

寺院A 寺院B 檀那寺

寺院に所属した
証明書として、
檀那寺が檀家に
寺請証文を発行
(信徒)



[B] 身分制度(士農工商)

士

武士＝将軍・大名（一万石以上の将軍直属の武家）・直参（一万石未満の将軍直属の旗本・御家人）・陪臣（大名・旗本などの家臣）＝家臣の家臣
→苗字・帯刀（農工商の者でも苗字・帯刀が特別に認められる場合がある）・切捨御免（農民・町人から非礼を受けた場合は斬殺しても無罪）の特権

農

農民（検地による村切りを通して支配単位としての村の範囲を確定→幕領では郡代・代官、藩では郡奉行が支配）★全国の村の数＝6万3000余り
→村法（村掟）（入会地・用水の管理など村ごとに定められた法）・村入用（村人から徴収された村を運営するための費用）

〔村方三役（村政にあたる村役人）〕

名主（村政全般を統轄）
★関西では庄屋・東北では肝煎と呼ぶ

組頭（名主の補佐役）
百姓代（村民の代表で名主・組頭を監視）

〔本百姓（田畑を持つ）〕

検地帳に田畑・屋敷地を登録される高持百姓
→租税負担義務を持ち、村政に参加できる
★有力本百姓の隷属農民＝名子・被官など

〔水呑百姓（田畑を持たない）〕

村政に参加できず、田畑を持たない無高百姓
→他人の田畑の小作や日雇仕事で生活する

本百姓から田畑を借りて、
小作料を納める小作人

＜村政の構成員＞

〔本百姓の負担（物納が原則だが貨幣納も可能）〕

①本途物成（田畑・屋敷地にかかる本年貢）＝米
★米穀や貨幣で領主に納めるのが標準

②小物成（山野・河海や副業の収益にかかる雑税）米以外

③高掛物（村高（村の石高の総計）に応じてかかる附加税）
★高掛三役（伝馬宿入用・大長給米・蔵前入用）

④国役（土木工事など一国単位で臨時にかかる夫役）

⑤伝馬役（宿駅に公用交通用の人馬を提供する夫役）

⑥助郷役（伝馬役の不足の際に人馬を補充する夫役）
★助郷と呼ばれる街道周辺の指定された村のみにかかる
★のちに夫役は米や銭で代納されるようになった

	税率	徴税法
初期	約40% 四公六民	検見法（豊作・凶作に応じて税率を決定）
享保期	50% 五公五民	定免法（豊作・凶作に関わらず税率は一定）

①村請制（名主を納入責任者として村全体で年貢を納入）
②五人組（年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる）
③結・もやい（田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益配分）
結＝見返り必要な共同労働／もやい＝見返り不必要な利益配分
④村八分（村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶）

工・商（町人）

町人（都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として町を形成→町奉行が支配）★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる
→町法（町掟）（城下町などの町ごとに独自に定められた法）・町入用（町人から徴収された町を運営するための費用）

〔町役人（町政を担当する役人）〕

町年寄（町政全般を統轄）
町名主（町年寄の下にいる役人）
月行事（月交代で町名主・町年寄を補佐）

〔本町人（土地・家屋を持つ町人）〕

地主（土地を持ち、町政に参加できる）
家持（家屋を持ち、町政に参加できる）

〔町人（土地・家屋を持たない町人）〕

地借（土地を借りて自ら家屋を建てる）
店借（家屋ごと借りる→店賃を払う）

＜町政の構成員＞

〔本町人の負担（上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる）〕

①貢加・運上（営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税）
②御用金（幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金）
③地子銭（屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子銭免除が多い）

①日雇（日用）（一日単位で雇われる）
②棒手振（天秤棒で商品を担いで売る）
③奉公人（主人の家に住込みで従事する）
★商家奉公人…丁推→手代→番頭と昇進
徒弟奉公人…徒弟（親方の弟子となる）

賤民

穢れの多い人々という意味
穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう）
非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）

差別を受けた人々の
村落を部落という

[NOTE]

[婚姻・離婚形態]

①家父長制（女性に相続権はなく、男性の戸主権が強い→男尊女卑の家族制度）

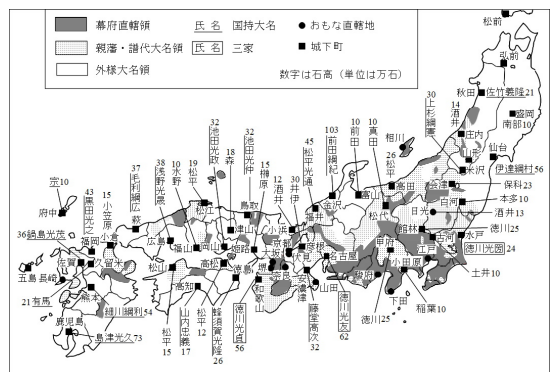
ex. 貝原益軒『女大学』（女性に「三従の教え」が美德と説く）

★幼いときは父に、嫁いでは夫に、夫が死んだ後は子に従えという教え

②三行半（離縁状・離別別状）（夫が妻に交付する文書→再婚許可の確認にもなる）

③縁切寺（駆込寺・駆入寺） ex. 東慶寺（鎌倉）・満徳寺（上野世良田）

離縁状を渡さない夫に対して、女性が3年間尼として在寺すると離婚の権利を与える寺



鎖 国 政 策	禁 教 政 策 ・ 貿 易
家康 (1600～1605) 1600年 リーフデ号 (オランダ船) が豊後国臼杵に漂着 オランダ人のヤン＝ヨーステン (日本名＝<u>耶揚子</u>) イギリス人のウィリアム＝アダムズ (日本名＝<u>三浦按針</u>) ★のち、2名は徳川家康の外交顧問となる 中国 → 生糸 → <u>ポルトガル</u> → 生糸 → <u>長崎</u> =海禁政策 (中国版鎖国) ポルトガル商人が値段を吊り上げ → 糸割符仲間が値段を決定して 一括購入 → 他の商人に分配 (割符)	1604年 <u>糸割符制度</u> (1631年に中国, 1641年にオランダにも適用) <u>ポルトガル</u>商人による<u>白糸</u> (中国産生糸) の利益独占を抑制するため、 幕府の直轄都市の有力商人に<u>糸割符仲間</u> (同業者組合) を組織させ、 国内市価の安定のために<u>長崎</u>で生糸を一括購入して、仲間全員に分配 ★糸割符仲間＝<u>長崎</u>・<u>堺</u>・<u>京都</u> (→のち<u>江戸</u>・<u>大坂</u>＝<u>五カ所商人</u>) はじめ、幕府は貿易のため<u>キリスト教</u>を黙認していたが、 新教国の来航により、<u>キリスト教</u>の弾圧に乗り出した
秀忠 (1605～1623) 1609年 オランダが<u>平戸</u>にオランダ商館設立 オランダ東インド会社 (根拠地＝<u>バタヴィア</u>) が設立 1613年 イギリスが<u>平戸</u>にイギリス商館設立 イギリス東インド会社 (根拠地＝<u>カルカット</u>など) が設立 1616年 外国船 (中国船を除く) の来航を<u>平戸</u>・<u>長崎</u>に限定 1623年 <u>イギリス</u>が平戸の商館を閉鎖 (=イギリス退去) <u>アンボyna事件</u> (オランダとの貿易競争) に敗れたため撤退 [イスパニアとの交渉 (<u>サン＝フェリペ</u>号事件後に関係断絶)] 1609年 <u>ドン＝ロドリゴ</u> [前ルソン総督] が上総に漂着 メキシコの銀採掘の最新技術を導入したかった 1610年 <u>田中勝介</u> (京都の商人) の貿易要請 徳川家康が<u>ノビспан</u> (イスパニア領メキシコ) に派遣 →翌年帰国するが交渉失敗 (答礼使<u>ビスカイノ</u>が来日) 1613年 <u>支倉常長</u> (仙台藩士) の貿易要請 (慶長遣欧使節) 伊達政宗 (仙台藩主) がイスパニアに派遣→交渉失敗 →既に幕府の禁教令(1612)がバレーていたため	1612年 <u>禁教令</u> (キリスト教の信仰を禁じる) 天領 (直轄領) 内で実施→翌年の1613年には全国的に実施 1614年 <u>キリシタン</u>国外追放 (300名ほど) 改宗を拒否した<u>高山右近</u> (キリシタン大名) を<u>マニラ</u>に追放 1622年 <u>元和の大殉教</u> (長崎で55名の宣教師・信徒を処刑) →鎖国政策の第一段階 (鎖国政策を行う理由) > ①キリスト教の禁止 (幕府よりも宗教を優先させるから) ②幕府による貿易利益の独占 (西国大名の抑制) [日本人の海外進出 (秀吉政権時から活発化)] ①<u>朱印船貿易</u> (朱印船による南方貿易) <u>朱印状</u> (将軍が発行する海外渡航許可状) をもつ<u>朱印船</u>が渡航 →主に日明の両国商人が東南アジアなどに出向く<u>出会貿易</u>を行う ex. <u>呂宋</u> (現在のフィリピン)・<u>暹羅</u> (現在のタイ) <u>安南</u> (現在のベトナム)・カンボジア・マカオ ★明の<u>海禁政策</u>により、明では貿易できないから ②<u>朱印船貿易家</u> ★商人以外にも九州の大名も参加 <u>角倉了以</u>・<u>茶屋四郎次郎</u> (京都) <u>末吉孫左衛門</u> (摂津)・<u>末次平蔵</u> (長崎) ③<u>朱印船貿易の輸出入品</u> 輸出品＝<u>銀</u>・<u>銅</u>・<u>鉄</u> ★銀の輸出額＝世界の産出額の3分の1 輸入品＝<u>生糸</u>・<u>絹織物</u>・<u>綿織物</u>・<u>砂糖</u>・<u>鹿皮</u>・<u>鮫皮</u> ④<u>日本町</u> (東南アジア各地に形成された自治制の日本人居住地) ex. <u>アユタヤ</u> (タイ)・<u>プノンペン</u>・<u>ピニャルー</u> (カンボジア) <u>マニラ</u> (フィリピン)・<u>ツララン</u>・<u>フェフォ</u> (ベトナム) ★<u>山田長政</u> (シャム(タイ)の首都<u>アユタヤ</u>日本町の長) →シャム王朝に仕え、のち<u>六昆</u> (リゴール) 太守に就任
家光 (1623～1651) 1624年 <u>イスパニア</u>船の来航を禁止 1631年 <u>奉書船</u>制度開始 海外渡航には、朱印状に加え<u>老中</u>の発行する<u>奉書</u>も必要とする ★糸割符制度を中国 (明→のち清) にも適用 (1631) 朱印状の偽造や密入国を防ぐため、朱印船の統制を強化 1633年 <u>鎖国令①</u> (<u>奉書船</u>以外の日本船の海外渡航を禁止) 1635年 <u>鎖国令③</u> (日本人の海外渡航・海外在住の日本人の帰国を禁止) 1636年 <u>鎖国令④</u> (<u>ポルトガル</u>船の子孫を追放) 1637年 <u>島原の乱</u> (<u>益田</u> (天草四郎) 時貞を首領に<u>原城</u>跡に籠った農民一揆) 松倉氏 (島原城主)・寺沢氏 (天草城主) の王政が原因 島原・天草は元々キリシタン大名の<u>有馬晴信</u>・<u>小西行長</u>の領地 →<u>松平信綱</u> [老中] が鎮圧 (→鎮圧にあたった<u>板倉重昌</u>が戦死) ↳「知恵伊豆」と呼ばれ、家光の政治を補佐 1639年 <u>鎖国令⑤</u> (<u>ポルトガル</u>船 (かれうた) の来航を禁止) 1641年 オランダ商館を平戸から<u>長崎</u>の<u>出島</u>に移す オランダ商館長 (<u>カビタン</u>) は毎年江戸に参府し将軍に拝謁 →<u>オランダ風説書</u> (幕府に提出する海外事情報告書) を提出 ★糸割符制度をオランダにも適用 (1641) 長崎出島オランダ商館の<u>ドイツ</u>人医師<u>ケンペル</u>は帰国後に『<u>日本誌</u>』を著した。後にその一部を長崎通詞の<u>志保忠雄</u>が和訳し『<u>鎖国論</u>』と題した。	

南蛮人 (ポルトガル・イスパニア) → カトリック (旧教) …… 貿易と布教は切り離せない

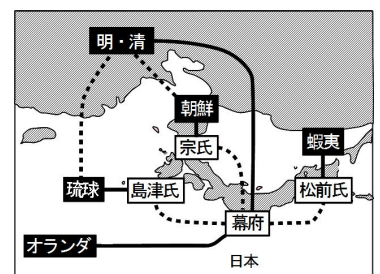
紅毛人 (オランダ・イギリス) → プロテスタント (新教) …… 貿易と布教は切り離せる

[B] 長崎貿易

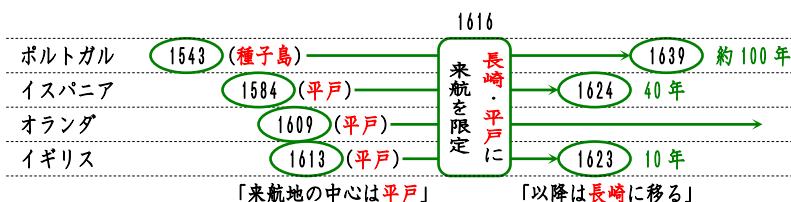
鎖 国 政 策		貿 易 相 手 国
家 綱 網 吉 (家 宣) ↓ 家 継	1655年 <u>糸割符制度廃止</u> → 相対自由貿易 (売手と買手による当事者間の直接売買)	[長崎貿易 (長崎奉行の監視の下, 貿易は幕府が独占)] ① オランダ (1581年に <u>イスパニア</u> から独立) ② 明 (漢民族の王朝) → 清 (満州民族の王朝) 輸出品 = <u>銀・銅・海産物 (俵物)</u> 輸入品 = <u>生糸・絹織物・書籍 (中国産)</u> 綿織物・毛織物 (ヨーロッパ産) 砂糖・蘇木・香木・皮類 (南洋産) 長崎貿易の輸出入品は朱印船貿易と同じ
	1685年 <u>糸割符制度復活</u> → <u>定高 (貿易) 仕法</u> (長崎貿易の取引額に限度額を設定) 年間貿易額を制限 (清船=6000貫目・オランダ船=3000貫目)	
	1688年 清船の来航を年間 70 隻に制限 → <u>唐人屋敷</u> (長崎に設けられた中国人の居住地) を設置 貿易額を制限したため密貿易を行う中国人が増加したので、オランダ人の出島のように中国人を長崎の唐人屋敷に収容	
	1715年 <u>海船互市新例</u> (長崎新令 (例)・正徳新令 (例)) 金銀の流出を抑えるため, 隻数・貿易額を制限 → 清 船=年間 30 隻・銀高 6000 貫目 } 銀の流出を抑えるため → オランダ 船=年間 2 隻・銀高 3000 貫目 } 一部は銅で支払う → 以降は <u>俵物 (いりこ・ほしあわび・ふかのひれ)</u> の輸出を奨励 ↳ その後, 銅での支払いもきつなくなったため	 [長崎の出島]

<u>朝鮮</u> 国交は回復したが 幕府との直接貿易には至らず → 貿易は対馬の宗氏が行う	1607年 <u>回答兼刷還使</u> (国書への返答と朝鮮人捕虜の返還を目的に来日) → <u>朝鮮通信使</u> (捕虜の返還が終了した 4 回目以降の名称) ★ 將軍の代替わりごとに 12 回来日 (1811 年の対馬での家斉祝賀が最後) 1609年 <u>己酉約条 (慶長条約)</u> (対馬の宗氏と朝鮮の間に結ばれる) 釜山に倭館を設置し, 対馬からの蔵道船を年間 20 隻に限定 ★ 雨森芳洲 (対馬藩に仕え, 朝鮮との外交を担当) 貿易船のこと	朝鮮出兵後, 対馬藩の努力で 幕府と朝鮮の間で国交回復 → 幕府は貿易権を対馬藩に任せる
<u>琉球</u> 薩摩藩と清の二重支配	1609年 <u>島津家久</u> (薩摩藩主) が琉球征服 (琉球国王=尚寧) → <u>琉球は薩摩藩と清の二重支配を受ける</u> 以後, 琉球は慶賀使 (將軍の代替わり)・謝恩使 (国王の代替わり) を派遣 二日清兩属体制	
<u>蝦夷地</u> 松前氏 (もと蠣崎氏) と 蝦夷地のアイヌとの交易	1604年 <u>松前氏</u> に黒印状を与える (家康が松前氏にアイヌ交易の独占権を保証) → <u>商場知行制</u> (商場におけるアイヌとの交易権を家臣に知行として与える) 松前藩では米がとれないので, 給与としてアイヌとの交易権を家臣に与える 1669年 <u>シャクシャインの戦い</u> (商場知行制による不正交易にアイヌが反発→津軽藩の協力を得て鎮圧) → <u>場所請負制</u> (商場におけるアイヌとの交易を和商人に請け負わせ, 運上金を納めさせる) 1789年 <u>クナシリ・メナシの蜂起</u> (場所請負制による和商人の酷使にアイヌが蜂起→松前藩が鎮圧)	

	国名	国 交	貿 易	4 つの口
<u>通商国</u>	<u>オランダ</u>	× (公式使節はなし)	○ (幕府が貿易)	長崎口
	<u>清</u>	× (公式使節はなし)	○ (幕府が貿易)	長崎口
<u>通信国</u>	<u>朝鮮</u>	○ (朝鮮通信使が来日)	× (対馬藩が貿易)	対馬口
	<u>琉球</u>	○ (慶賀使・謝恩使が来日)	× (薩摩藩が貿易)	薩摩口
	<u>アイヌ</u>		× (松前藩が貿易)	松前口



[NOTE]



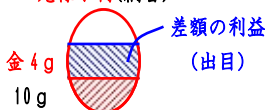
重 要 事 項		政 治 政 策	
④ 家 綱	松平信綱 (老中)・保科正之 (会津藩主)	家康→家光=武断政治 (武力で威圧する政治) →大名の改易により牢人が多数発生 家綱→家継=文治政治 (慶安の変を契機に転換) ★儒教 (朱子学) に基づき、徳によって人民を治める	
	1651 年 徳川家綱が 4 代将軍に就任 (→徳川家光死去) [社会問題] ① 牢人 (主家を失った武士) の増加 (約 50 万人) ② かぶき者 (異様な振舞いや風体をした無頼の徒) 1651 年 慶安の変 (由井 (比) 正雪の乱) 由井正雪 (兵学者)・丸橋忠弥 (槍の達人) らが幕府転覆を計画 1652 年 承応の変 (別木 (戸次) 左衛門らが老中襲撃を計画) 寛文の二大美事	[文治政治 (儒教的徳治主義による政治)] ① 末期養子の禁の緩和 (1651) 従来は死ぬ直前 (末期) に養子をとることを禁止していたが、 17 歳以上 50 歳未満の大名には末期養子をとることを認めた 跡継ぎの断絶が大名改易の最大の原因だったから ② 殉死の禁止 (主君の死の後を追う家臣らの自殺を禁止) ③ 証人 (人質) の廃止 (大名の重臣の子弟の人質を廃止)	
	下馬將軍とよばれた 酒井忠清 (天老)	[諸藩の文治政治 (諸藩も儒学を奨励)] 保科正之 (会津藩主) = 山崎闇斎 (朱子学者) 前田綱紀 (加賀藩主) = 木下順庵 (朱子学者) 徳川光圀 (水戸藩主) = 朱 舜水 (明の儒者) 江戸藩邸に設立した彰考館で『大日本史』の編纂を開始 池田光政 (岡山藩主) = 熊沢蕃山 (陽明学者) 藩校 (藩学) = 花昌教場・郷校 (郷学) = 閑谷学校を設立 ↳ 藩士教育学校 ↳ 庶民教育学校	
⑥ 綱	堀田正徳 (天老)	[天和の治 (綱吉の治世)] ① 武家諸法度 (天和令) 「文武弓馬の道」→「文武忠孝を励し、礼儀を正すべき事」 ② 湯島聖堂 (孔子廟=孔子を祀る建物) を建立 ★林羅山が上野忍ヶ岡の弘文館内に設けた聖堂を湯島に移築 →林信篤 (鳳岡) (聖堂学問所の初代大学頭に任じられる) ③ 造営 = 護国寺 (母桂昌院の願い)・護国寺院 (のち焼失) ④ 改築 = 寛永寺 (上野・天台宗)・増上寺 (芝・浄土宗) ⑤ 服忌令 (親族が死んだ際の服喪や忌引をする日数を定める) ⑥ 生類憐みの令 (極端な動物愛護令) ★犬公方 = 徳川綱吉 ⑦ 歌学方 = 北村季吟 (注釈書『源氏物語湖月抄』を著す) ⑧ 天文方 = 安井算哲 (渋川春海) ★従来の宣明暦に代わり、元の授時暦を参考に貞享暦を作成	
	吉 柳沢吉保 (側用人)		
	④ 家 宣	新井白石 (侍講・間部詮房 (側用人))	[正徳の治 (家宣・家継の治世)] ① 生類憐みの令廃止 ② 閑院宮家 (伏見宮・有栖川宮・京極宮 (桂宮) に加えて創設) ③ 朝鮮通信使の待遇簡素化 (経費を節約する) 將軍の権威を示すため、朝鮮国書に記す將軍の称号を 「日本国大君殿下」→「日本国王」に改めさせる →吉宗の時に「日本国大君」に戻される ④ 新井白石の著書 (文化史へ) 白石の自叙伝 『西洋紀聞』『采覧異言』『折たく柴の記』 『読史余論』『古史通』『藩翰譜』『東雅』

慶長小判(家康)

元禄小判(綱吉)

宝永小判(家宣)

正徳小判(家継)



[勸農政策の推進 (寛永の飢饉(1641~1642)が契機)]

①用水路の開削

箱根用水 (芦ノ湖から富士山麓の深良村へ引いた用水路)
見沼代用水 (利根川から引いた用水路→勘定方の伊沢弥惣兵衛が完成)
玉川上水 (1654)・**神田上水** (1590or1653) (江戸に引いた飲料用上水)

②新田開発 ★**鎌下年季** (新田開発をした場合、一定期間年貢を減免)

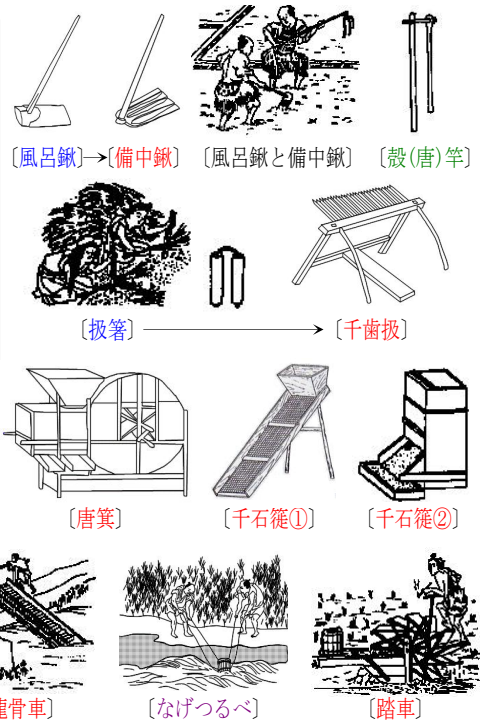
代官見立新田 (代官が開発可能な土地を見出し、その主導で開発した新田)
町人請負新田 (有力な商人が幕府や藩から請け負い、自らの資本で開発した新田)
紫雲寺湯新田 (越後国)・**鴻池新田** (河内国)・**川口新田** (摂津国)

③耕地面積の拡大

約 **160 万町歩** (江戸時代初期) → 約 **300 万町歩** (18世紀初期) 約 **2 倍** に up

[農業技術の改良]

	江戸初期	江戸中期～後期
耕作用具	風呂鍬	→ 備中鍬 深耕が容易になった
脱穀具	扱箸	→ 千歯扱 「後家倒し」と呼ばれた 穀 竿 (短い竿の部分を回転させて打つ)
選別具	室町期に 中国から伝来	唐 箕 (風力を利用して玄米と粳穀などを選別) 千石筵 (金網の上に流して、穀粒の大小を選別)
揚水具	龍骨車 → 踏 車 (足で踏んで水を汲み上げる小型水車)	
商品作物	四木三草 (民間必需の商品作物)	
	四 木 = 楮 (紙の原料)	
	桑 (葉は蚕の食用)	
	漆 (特産地=会津)	
	茶 (特産地=駿河・山城宇治)	
	三 草 = 紅花 (特産地=出羽) 藍 (特産地=阿波)	染料の原料
肥料	麻	
	その他 = 藺草 (備後)・ 木綿 (河内・三河・尾張)	
	煙草 (薩摩)・ 菜種 (摂津・河内・近江)	灯油原料
	金肥 (購入肥料) 刈藪や草木灰と共に利用	
農書	油粕 (菜種や綿実などから油を搾った粕)	
	干鰯 (鰯や鰯を干したしたもの) 生産地=九十九里浜	
	粕 (鰯や鰯などから油を搾り取った残り粕)	
	土居清良『清 良 記』(日本最古の農書)	
農政家	明の『農政全書』(徐光啓)を参考	
	(元禄期) 宮崎安貞 『農業全書』(日本最初の体系的農書) 総合的農書	
	(享保期) 田中兵衛 『民間省要』(吉宗に献上した意見書) → P 48 へ	
	(文政期) 大蔵永常 『農具便利論』(農具の図とその用法を紹介)	
(天保期)	『広益国産考』(商品作物の栽培を奨励)	
	佐藤信淵 『農政本論』(農政の心得を述べる) + 『経済要録』	
	『会津農書』(佐瀬与次右衛門) 東北地方	
	『耕稼春秋』(土屋又三郎) 北陸地方	
(幕末)	『百姓伝記』(作者未詳) 東海地方	
	『老農夜話』(中台芳昌) 農具の使い方	
	二宮尊徳 (相模・下野国などで荒蕪した農村の復興を指導)	
	★ 報徳仕法 (勤労・節約を説く事業法) に基づき、各地に 報徳社 結成	
	大原幽学 (下総国香取郡長部村で指導→のち幕府の嫌疑を受け自殺)	



[手工業]	2人組で桶を投げる
製 紙	鳥の子紙・奉書紙(越前) 杉原紙(播磨)・美濃紙(美濃)
漆 器	輪島塗(能登)・春慶塗(能代)・飛騨 会津塗(会津)・南部塗(盛岡)
陶磁器	有田焼(肥前)→九谷焼(加賀) 京焼(山城) ★京焼は野々村仁清が創始
麻織物	奈良晒・越後(小千谷)縮・薩摩上布
綿織物	有松絞(尾張)・小倉織・久留米絞 ★綿織物の機織具=地機(いざり機)
絹織物	西陣(山城)→桐生(上野)・足利(下野) ★絹織物の機織具=高機
清 酒	伊丹・池田(摂津)→灘(摂津)
醬 油	竜野(播磨)→野田・銚子(下総)

[生産形態の変化]

- 17 世紀 農村家内工業
 ↓
 農業の合間の副業として生産を行なう
 18 世紀 問屋制家内工業
 ↓
 問屋が資金や原料を前貸しし、生産品を買い取る
 19 世紀 工場制手工業(マニュファクチュア)
 ↓
 労働者を工場に集め、分業と協業により生産を行う
 ★在郷商人(農村内にいる商人)の成長

[マニュファクチュアによる特産品生産地帯]

酒造業(伊丹・池田・灘)→酒造業では17世紀から始まる
 綿織物(大坂周辺・尾張)・絹織物(京都西陣・桐生・足利)

諸産業	漁業	上方漁法の普及 (地曳網や船曳網など各種の網を用いた漁法) 上方=大坂・京都 → 九十九里浜 (上総) の 地曳網 による 鰯漁 ★ 網元 (網漁業経営者)・網子 (零細漁民) → 松前 (蝦夷地) の 鰯・昆布漁 → 干鰯 (鰯や鰯を日干しにしたもの) → 粕 (鰯や鰯などから油を搾りとった残り粕)
	製塩業	中世= 揚浜法 (浜辺で海水を人力で汲みあげて、砂地にまいて水分を蒸発させる) 近世= 入浜法 (潮の干満の差を利用して、海水を砂地に導入し水分を蒸発させる) → 入浜式塩田=瀬戸内地方 中心 (赤穂)
	林業	木曽檜 秋田杉・吉野杉
	鉱山業	幕府直営 金山=佐渡相川 (新潟県)・伊豆 (静岡県)・甲斐 (山梨県) 銀山=但馬生野 (兵庫県)・石見大森 (島根県) 銅山=下野足尾 (栃木県) 長崎貿易での銀→銅の輸出をまかなう 藩・民間経営 秋田藩=出羽院内銀山・出羽阿仁銅山 住友家=伊予別子銅山 南部藩=陸奥釜石鉄山 (日本最初の鉱山) ★出雲地方では砂鉄を原料とする「たたら製鉄」が行われた→玉鋼 (日本刀の原料) を製造 [金・銀の精錬技術] 灰吹法→アマルガム法 灰を用いる 水銀を用いる

陸上交通

五街道(起点=江戸日本橋) ★支配=道中奉行

★脇街道(五街道以外の補助的な街道) ex. 北国街道・中国街道

五街道	宿駅	問屋場	関所
東海道	53 宿	100 人 100 疋	箱根関・新居関
中山道	67 宿	50 人 50 疋	碓氷関・木曾福島関
甲州道中	44 宿	25 人 25 疋	小仏関
日光道中	24 宿	25 人 25 疋	栗橋関
奥州道中	27 宿	25 人 25 疋	栗橋関

図解NOTE [宿駅]

[街道]

1里=4km

① **一里塚** (4kmごとに目印として塚を築き榎や松を植える)

② **宿駅(宿場)** (2~3里ごとに設置された集落)

問屋場 (公営の人足と伝馬の継立てを行う施設)

人馬は**伝馬役** (問屋場に人馬を提供する農民の夫役) で徴発

→不足の際は**助郷役** (宿駅周辺の村のみにかかる夫役) で補充

継飛脚 (幕府の文書や荷物を運ぶ公用の飛脚)

★**大名飛脚** (大名が設置→藩邸と国元の通信にあたる)

町飛脚 (民間が経営→三都の商人が事業を開始)

三度飛脚 (月に3度往復)・**定六** (東海道を6日で走る)

本陣・**脇本陣** (大名らの宿泊施設)

旅籠 (庶民の宿泊施設)・**木賃宿** (安価な自炊宿)

③ **関所** (治安維持を目的に各所に設置)

「入鉄砲に出女」を監視 (通行時には**関所手形**が必要)

↳ 鉄砲の江戸流入と大名の妻女の国元への逃亡

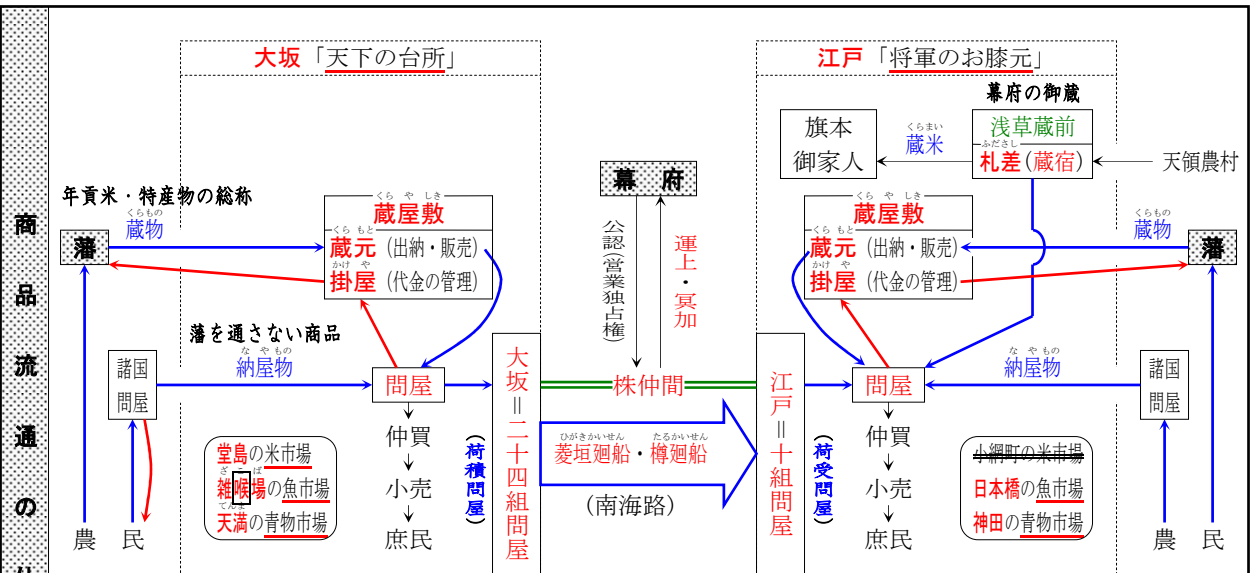
④ **渡し** (河川において歩行や渡船で人馬や荷物を渡す)

大井川 (川越人足の徒渡)・富士川・天竜川 (水主人足の船渡)

歩くか担いでもらって渡る 船で渡る

水上交通	① 南海路 (大坂~江戸) → 菱垣廻船・樽廻船 が就航 (もとは酒荷専用) ★18世紀以降は小型で船足が早い樽廻船が圧倒 ② 東廻り航路(海運) (東北日本海沿岸~津軽海峡~江戸) ③ 西廻り航路(海運) (東北日本海沿岸~下関~大坂) →西廻り航路は北前船が就航 ↓ [海運・河川(水路)の整備] ① 河村瑞賢 (淀川治水のため安治川を開削) 東廻り航路(海運) (1671)・西廻り航路(海運) (1672)を整備 ② 角倉了以 (淀川に通じる高瀬川を開削→高瀬船が運送) 富士川・天竜川・保津川(大堰川)・加茂川を改修	

→「物」の移動過程
→「金」の移動過程



[補足説明]

- ① 蔵物 (諸藩の蔵屋敷に集められた年貢米・特産物の総称)
- ② 蔵屋敷 (諸藩が設けた倉庫兼取引所/大坂中之島に多い)
- ③ 蔵元 (蔵屋敷で蔵物の出納・売却にあたる商人)
- ④ 掛屋 (蔵屋敷で売却代金の保管・藩への送金にあたる商人)
- ⑤ 納屋物 (蔵物に対し、生産者から直接に商人の手で流通した商品)
- ⑥ 問屋 (生産者・荷主と仲買・小売商人の取引を仲介する商人)
- ⑦ 札差 (旗本・御家人の代理として蔵米の受取・売却にあたる商人)
- ⑧ 蔵米 (浅草蔵前にあった御蔵に納められる年貢米)

[株仲間の変遷]

商工業者が営業権の独占をはかるため結成した同業者組合のことを仲間 (商工業者の同業組合) という。当初幕府は仲間を結成することを認めていなかったが、18世紀以降になると、物価調節や商工業統制のため、冥加・運上という営業税を納めることを条件に仲間を公認するようになった。この幕府から認められた営業の独占権を株と呼び、その公認された仲間を株仲間という。

江戸初期=禁止
元禄期=黙認
享保期=公認
田沼時代=奨励
天保期=解散
嘉永期=再興
明治期=解体

貨幣・金融

- ① 三貨 (金貨・銀貨・銭貨の貨幣製造権を幕府が独占)

三貨	貨幣単位	铸造所	铸造貨幣
金貨 (計数貨幣) 枚数で計る	両・分・朱 (1両=4分=16朱の4進法)	金座 in 江戸・京都 (管轄=後藤三郎)	大判・小判
銀貨 (秤量貨幣) 重さで計る	貫・匁 (1貫=1000匁)	銀座 in 伏見・駿府 (管轄=大黒常是)	丁銀・豆板銀 (1601)
銭貨 (計数貨幣) 枚数で計る	貫・文 (1貫=1000文)	銭座 in 江戸・京都 (民間請負)	寛永通宝 (1636)

★三貨の交換比率 1609年=金1両=銀50匁=銭4貫
→1700年=金1両=銀60匁→銀安となった

東日本=伊豆・甲斐の金山が多い→金遣い

西日本=石見大森・但馬生野の銀山が多い→銀遣い

江戸=金遣い (金での取引が主流)
大坂=銀遣い (銀での取引が主流)

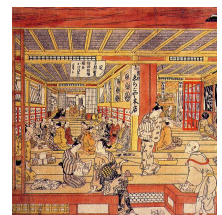
[両替商 (金銀銭三貨の交換)]
銭両替 (両替のみ)
本両替 (両替・為替・貸付業務など)
江戸=三井・三谷・鹿島
大坂=天王寺・平野・鴻池
→十人両替 (両替仲間に支配)

- ② 藩札 (藩が発行した領内のみ通用する紙幣)
→越前(福井)藩が最初に発行 (1661)

豪商 (元禄期に三都の繁栄を背景に出現した豪商) in 江戸

- ① 三井家 (伊勢松坂出身の呉服商→両替商)
三井高利→越後屋 (江戸に開いた呉服店)
「現金かけ値なし」と切売り商法で繁盛
三井高房→『町人考見録』
大名貸を控えることを家訓とした
- ② 紀伊国屋文左衛門 (紀伊国熊野出身でみかんで成功→材木商)
- ③ 奈良屋茂左衛門 (初代が日光東照宮修理で富を得た材木商)

- in 大坂
- ④ 鴻池家 (摂津伊丹出身の酒造業→両替商)
善右衛門 (3代目) で発展
★新田開発=鴻池新田 (町人請負新田)
- ⑤ 住友家(泉屋) (伊予国別子銅山の経営)
★南蛮吹 (銀と銅を分離する)を導入
- ⑥ 淀屋辰五郎 (大坂の蔵元)
★贅沢を理由に幕府に全家財没収



[越後屋呉服店]